

■生活保護(生業扶助) 世帯で、ご申請の方へ

・奨学のための給付金の申請に必要な証明書は、**令和 8 年 7 月 1 日以降に発行された生活保護受給証明書の原本**です。

・令和 8 年 7 月 1 日時点の生活保護の受給状況（停止、廃止している場合はその日）、生業扶助の受給状況、世帯全員の名前、生年月日、続柄の記載が必要です。

・発行日は上記の日以降に発行されてかつ申請書の記入日より 3 か月前以降に発行されたものがが必要です。
(R8.10.30 が申請書記入日であれば、R 8.7.30 日以降に発行されたもの)

・記載がない部分がある場合、再提出をお願いすることがありますので、ご注意ください。

・本件の生活保護（生業扶助）受給証明書の発行記載事項の説明に関し、この紙を市役所等証明書発行担当の方へご提示ください。

■市区町村役所・役場 生活保護受給証明書等発行担当の方へ

・大阪府国公立高等学校奨学のための給付金を支給するに際し、生活保護（生業扶助）の受給の有無を確認する必要があります。

・令和 8 年 7 月 1 日時点の生活保護受給状況（停止、廃止している場合はその日）、**生徒の生業扶助受給状況、世帯全員の名前、生年月日、続柄**が確認できる生活保護受給証明書の発行をお願いいたします。

・未記載の部分がある場合、申請者の方に再提出をお願いすることがありますので、ご注意くださいようお願いします。

・令和 8 年 7 月 1 日時点で生徒に対して生業扶助が措置されていない場合、生業扶助が措置されない理由等について確認させていただくことがございます。ご協力をお願いいたします。

・不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

■課税・非課税 世帯(生活保護世帯を除く)で、ご申請の方へ

・申請に必要な**課税証明書（又は非課税証明書）**は、**保護者等全員分の全部事項が記載された証明書（省略がない証明書）**です。

・申請には、**令和 8 年度の証明書**(※令和 7 年の所得に応じた税額がわかるもの)が必要です。

・課税証明の発行日は基準日(通常申請は R8.7.1)以降に発行されてかつ申請書記入日より 3 か月前以降に発行されたものがが必要です。
(R8.10.30 が申請書記入日であれば、R 8.7.30 日以降に発行されたもの)

・税の申告を行っていない場合*や非表示の部分がある場合、再提出をお願いすることがあります。

*保護者等（親権者等）全員、税の申告（収入が 0 円である場合や、親権者 2 名のうち一方が控除対象配偶者の場合であっても）が必要ですので、申告がお済みでない場合は、課税証明書を発行してもらう前に必ず税の申告を行ってください。

・本件の課税証明書（又は非課税証明書）の発行記載事項の説明に関し、この紙を市役所等証明書発行窓口の方へご提示ください。

■市区町村役所・役場 課税証明書等発行窓口の方へ

・大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金を支給するに際し、**生徒の保護者等全員分の令和 8 年度の住民税の課税状況**を確認する必要があります。

・**令和 8 年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額**を確認できる**全部事項の記載された課税証明書（又は非課税証明書）**の発行をお願いいたします。

・上記の内容に非表示の部分がある場合、申請者の方へ再提出をお願いすることがあります。

・**未申告等の理由で保護者等全員分の所得割額が確認できない場合、当給付金の対象となりません。未申告の場合*は、税の申告方法等についてご案内いたしますようお願いします。**

*保護者等（親権者等）全員、税の申告（収入が 0 円である場合や、親権者 2 名のうち一方が控除対象配偶者の場合であっても）が必要で

・不明点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。